議題１　今後の総合計画のあり方について（半田市提出）

資料1

	市名	（１）総合計画の内容	（２）総合計画策定に係る議会の議決	（３）評価制度の有無	（４）今後策定する総合計画のあり方
1	名古屋市	平成26年度から平成30年度までの5年間の計画期間で策定。 内容としては、「名古屋市基本構想（昭和52年策定）」のもとに、まちづくりの方針・めざす都市の姿・重点戦略などを示すとともに、都市像の実現に向けた施策・事業を総合的・体系的に示している。	議決あり	実施状況を毎年度作成し、施策の成果指標の傾向及び掲載事業の進ちょく状況を把握し、公表している。また、施策推進の方針を毎年度作成し、計画策定後の社会経済情勢の変化やそれに伴う新たな課題、計画の実施状況をふまえて、翌年度以降の施策の方向性を検討している。	次期総合計画のあり方については、今後検討していきたいと考えている。
2	豊橋市	基本構想…平成23年度～平成32年度までの10年間 基本計画…前期：平成23年度～平成27年度、後期：平成28年度～平成32年度	基本構想のみ議決あり	庁内の行政評価を毎年行っているが、外部評価はなし	次期総合計画については未定。 基本構想については、「豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例」において議決するよう条例を改正した。
3	岡崎市	基本構想：平成21年度～平成32年度までの12年間 基本計画：前期（平成21年度～平成26年度）と後期（平成27年度～平成32年度）に分けて2回発刊	基本構想については平成20年12月19日に議決	市民意識調査を3年に1度実施している	地方自治法が改正されたことを踏まえ、条例の制定等も含めて現在検討中
4	一宮市	基本構想…20年度～29年度までの10年間 基本計画…20年度～29年度までの10年間。ただし、中間年次に見直しを実施 （24年度に見直しを実施済み、改訂版を発行）	議決あり（ただし、改訂版については議会の議決なし）	全56施策の庁内評価を実施するとともに、公募の市民から構成する一宮市総合計画推進市民会議により、全施策の評価を行う。また、進捗状況の芳しくない施策に関し、「提案の大会」という場で事業の提案をいただき、後日、事業実施の有無の回答を会議で報告する。 ※平成20～27年度まで実施（27年度は評価のみ） 平成28～29年度は別の方法により市民からの評価のみを実施予定。	基本構想…30年度～39年度までの10年間 基本計画…前期計画：30年度～34年度の5年間 後期計画：35年度～39年度の5年間を予定 （参考） ●策定の根拠 「一宮市自治基本条例」により策定義務を規定。（平成23年1月1日施行） ●議会の議決の根拠 「一宮市議会の議決に付すべき事件に関する条例」により基本構想の策定を 義務付け。
5	瀬戸市	現在第6次瀬戸市総合計画を策定中 〔＊第5次瀬戸市総合計画（平成18～27年度）〕 基本構想　基本計画　　平成29年～38年までの10年間	基本構想について、議決を要する。（「瀬戸市基本構想条例」）	将来像、都市像において、客観的なアウトカムによる測定を想定している。	瀬戸市基本構想条例に基づく瀬戸市基本構想審議会において、専門的な見地から基本構想に関する調査・審議を行う。 議会の議決については、基本構想のみについて行う。 基本計画については、実現するための目標、具体的な施策と体系及び成果目標と進行管理などを取りまとめていき、社会・経済情勢の変化に応じて点検、見直しを行う予定である。
6	半田市	基本構想…23年度～32年度までの10年間。 基本計画…23年度～32年度までの10年間。ただし、中間年次に見直しを実施。（27年度に見直し実施済み、改訂版を発行）	議決あり（ただし、改訂版については議会の議決なし）	全45施策の庁内評価を実施するとともに、市民、有識者、各種団体代表者、市内企業関係者等から構成する半田市総合計画市民評価委員会により、毎年10施策ずつ評価を行っている。	次期の総合計画については、基本計画をなくし、市の将来の方向性を示す基本構想のみとすることも一つの案として検討中である。また、議会の議決についても、平成23年5月に地方自治法が改正されたことから、各市町の状況を参考に検討していく。
7	春日井市	基本構想･･･20～29年度の10年間。 基本計画･･･20～29年度の10年間。ただし、中間年次に見直しを実施（24年度に見直し、改定版を発行） 実施計画･･･3年間。毎年度見直しを実施。	基本構想について議決あり。	平成26、27年度に全48基本施策・全事業の点検（内部評価）を実施。平成28年度も点検を行う予定。	次期総合計画は、基本構想、基本計画の2層構造とし、現在の3層構造について見直しを行う予定。基本構想については、議会の議決を必要とする方向で検討中。28、29年度の2年間で策定予定。
8	豊川市	基本構想･･･28年度～37年度までの10年間 基本計画･･･28年度～37年度までの10年間　　中間年次に見直しを予定	基本構想について議決あり	総合計画実施計画について自己評価を行い、一部は庁内評価を実施しています。	これまでの総合計画のあり方を変更する予定はありません。
9	津島市	基本構想･･･平成23年度～平成32年度までの10年間 基本計画･･･平成23年度～平成32年度までの10年間 ただし、中間年次にあたる平成27年度に見直しを実施し、改訂版を発行	基本構想について議決あり。ただし、改訂版については基本計画の見直しのため、議決なし。	行政評価において、施策の評価を実施している。	平成23年5月の地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務はなくなったものの、総合計画は、長期的構想・計画に基づき行政を推進するための最上位計画であるため、今後も策定するべきであると考えているが、現段階においては未定であり、総合計画のあり方については、今後検討を行う予定。
10	碧南市	基本構想…22年～32年度までの11年間 基本計画…22年度～32年度までの11年間。なお、中間年次見直しは実施していない。	議決あり（基本構想のみ）	成果目標値について、毎年度その進捗状況を「主要施策成果報告書」において公表しているが、評価・検証を行う会議体は設置していない。	今後の総合計画の構成については、未定である。 なお、碧南市議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年7月1日条例第25号）により、総合計画のうち基本構想のみ議決を要することとされた。
11	刈谷市	基本構想･･･平成23年度～42年度までの20年間 基本計画･･･平成23年度～32年度までの10年間 実施計画･･･計画期間を3年間とし、毎年見直しを行うローリング方式	議決あり	全事務事業について内部評価を実施するとともに、有識者、市内企業関係者等から構成する刈谷市行政評価委員会により、全施策から重点的に評価すべき施策を選定し、外部評価を行っている。	次期総合計画については、現行の総合計画の構成をベースにしつつ、先進事例の研究等を行いながら検討する。 また、議会の議決については、各市の状況を参考にして検討する予定。

	市名	（１）総合計画の内容	（２）総合計画策定に係る議会の議決	（３）評価制度の有無	（４）今後策定する総合計画のあり方
12	豊田市	基本構想 　平成20年度～29年度までの10年間 実践計画 　平成20年度～24年度：前期実践計画 　平成25年度～29年度：後期実践計画（中間年（平成27年度）において計画の評価、見直しを実施）	議決あり（ただし、基本構想策定時）	毎年度、全事業について事業目標の達成状況を踏まえ、緊急度、熟度などの基準に基づく事業の精査や見直しを実施	新たな総合計画を1年前倒して実施するため、現在策定作業を進めている（次期計画の開始年度：平成29年度～） 計画の構成は、現行の総合計画の基本構想と実践計画の2層構造を継承 基本構想では、約25年後の2040（平成52）年の豊田市の目指す姿を明確にし、計画的なまちづくりの方向性を整理する 実践計画については、計画期間を前期4年、後期4年で設定し、社会経済情勢の変化に対してもより機動的に柔軟に対応できるように設定する なお、議決に関しては、豊田市議会の議決すべき事件に関する条例において、総合計画を議決事件として規定している（ただし、議決対象は、「総合計画のうち総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本的な構想に関わるもの」（基本構想）としている）
13	安城市	基本構想：平成28年度～平成35年度までの8年間 基本計画：平成28年度～平成35年度までの8年間、中間年次（平成31年度）に見直しを実施	議決あり（議会基本条例 第8条 議決事件に該当）	市民、学識経験者、各種団体等の代表から構成する総合計画審議会にて、全49の成果指標の進捗管理による評価を予定	自治基本条例及び議会基本条例の規定に基づき、今後も総合計画の策定を継続する予定
14	西尾市	基本構想…平成25年度～平成34年度までの10年間 基本計画…平成25年度～平成34年度までの10年間 中間年次での見直しを実施予定	議決あり	無し	総合計画は市の最上位計画であり、市で取り組む全ての施策の基本となるものであるので策定は必要であると考えている。ただし、昨今各種個別計画が策定されているので総合計画において基本計画を定める必要があるのか、また、議会の議決についても今後検討していく。
15	蒲郡市	基本構想・・・平成23年度～平成32年度までの10年間 基本計画・・・平成23年度～平成32年度までの10年間 実施計画・・・1年ごと3ヵ年のローリングシステム	議決あり	取り組み内容と進捗状況について内部評価する施策評価を実施。また全施策のうちから事業を抽出し、市民、有識者、各種団体代表者、市内企業関係者等から構成される行政改革委員会による外部評価を毎年実施している。	議会の議決については平成23年5月の地方自治法の改正により、議会の議決要件がなくなったが、平成27年3月 市議会において条例（蒲郡市議会の議決すべき事件を定める条例）が制定されたことから議会の議決を得ていくものと考えている。（条例第1号「本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本計画の策定、変更又は廃止に関すること」） 　次期総合計画については他の計画の策定内容・状況等を踏まえ、各市町の状況を参考に検討していきたい。
16	犬山市	基本構想…23年度～34年度までの12年間 基本計画…23年度～34年度までの12年間。ただし、必要に応じて見直しを実施（28年度見直し作業実施中）	議決なし（策定時は議決の必要はなかったが、現在は議決事件となっているため、見直しにあたっては議決が必要）	実施計画の事務事業評価は全施策事業について庁内評価を実施している。	次期総合計画については、平成23年の地方自治法改正以降、根拠法令が存在しない状況となっており、策定する場合には、根拠となる条例の制定が必要。内容については、未検討の状況である。 策定する場合には、基本構想、基本計画ともに議決が必要。
17	常滑市	第5次常滑市総合計画 ・基本構想…平成28～36年度までの9年間（市長の任期と連動） ・基本計画…前期5年（平成28～32年度）、後期4年（平成33～36年度）の計9年間	基本構想部分までの議決あり	実行計画をPDCAサイクルの中で毎年見直し、公表していく。 外部による評価は実施しない。	平成28年3月に策定したばかりのため、現時点で次期計画については検討していない。計画策定時期が近づいた段階で各市町の状況を参考に検討していく。 　なお、基本構想の策定については、平成26年12月制定の常滑市議会基本条例において議決事件と定めている。
18	江南市	基本構想：平成20年度～平成29年度までの10年間 基本計画：平成20年度～平成29年度までの10年間 前期：3年（H20～22年度） 中期：3年（H23～25年度） 後期：4年（H26～29年度）	基本構想のみ議決を要する	全ての事業を庁内評価した後、市民等を含む庁外評価組織である「まちづくり会議」において5分野に分けて評価を実施 ・まちづくり評価〔5分野〕・・・まちづくり会議で評価 ・施策評価〔77施策〕・・・職員で評価 ・事務事業評価〔約700事業〕・・・職員で評価	・平成30年度からの次期総合計画に向けて現在策定中 ・構成は基本構想-基本計画-実施計画の3層構成を予定 ・議会の議決は現状通り、基本構想のみで変更なし ・地方自治法の改正により、基本構想策定の義務付けがなくなったため、策定根拠を 「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」に設けるため条例改正を予定
19	小牧市	基本構想・・・21年度～30年度までの10年間 基本計画・・・21年度～30年度までの10年間。ただし、中間年次に新たな基本計画を策定（計画期間：26年度～30年度）	議決あり（ただし、新基本計画については議会の議決なし）	【施策評価】 第6次小牧市総合計画新基本計画を起点とした新たな自治体経営システムの構築に向けた取組みの一環として、平成26年度から施策評価の試行に取り組んでいる。 【事務事業評価】 新基本計画の重点事業及び各施策を推進するため、市の政策的判断（裁量）を伴って実施する施策推進事業を対象に事務事業評価を行っている。	次期総合計画については、基本構想の策定義務及び策定根拠がないことから、その役割の大部分を市民憲章に求め、2層構成（基本計画及び実施計画）の計画を策定する予定。
20	稲沢市	現行の総合計画（第5次稲沢市総合計画）は、基本構想・基本計画・推進計画の3層構造。計画書には基本構想・基本計画を掲載。推進計画については、基本構想・基本計画を踏まえ、具体的な事業名と財政見通しを示すものとして、別に策定。 　基本構想…平成20～29年度の10年間 　基本計画…平成20～29年度の10年間 　推進計画…前期：平成20～24年度（平成19年度策定）、後期：平成25～29年度（平成24年度策定）	現行の総合計画は、平成19年6月議会にて議決あり。	現行の総合計画に掲載されている31施策について、2年に1回、庁内評価による「施策評価」を実施。 　また、施策目標を実現するための手段である事務事業のうち、「施策を構成する重点事業」及び「施策に対する影響度が高い事業」等を対象として10～18事業を抽出し、「事務事業評価」を毎年実施。手法としては、庁内評価による1次評価の後、さらに6事業を抽出し、2次評価として外部評価を行う。なお、外部評価は、学識経験者、公共的団体の役員又は職員、公募市民等で構成される行政改革推進委員会にて実施。	次期総合計画（第6次稲沢市総合計画）は、計画期間として平成30～39年度の10年間を予定している。内容について、抽象的な将来都市像を掲げるのではなく、具体的なまちづくりのコンセプト・目標を基本構想で描けないかと考えている。また、行政経営改革プランや行政評価などの取組みを総合計画（推進計画）の進捗管理の枠内に継承・包含させることも検討している。 　次期総合計画についても議会の議決を受ける予定だが、その根拠となる条例制定や議決範囲等については検討中。

	市名	（１）総合計画の内容	（２）総合計画策定に係る議会の議決	（３）評価制度の有無	（４）今後策定する総合計画のあり方
21	新城市	基本構想・・・平成20年度～平成30年度までの11年間 基本計画、実施計画・・・平成20年度～平成30年度までの11年間 ・前期計画：平成20年度～22年度（3か年） ・中期計画：平成23年度～平成26年度（4か年） ・後期計画：平成27年度～平成30年度（4か年）	基本構想については議決あり 平成25年3月　新城市議会の議決すべき事件を定める条例に規定 (1)地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定、変更又は廃止すること。 ただし、後期基本計画策定は基本構想を見直ししなかったため、議決案件としなかった。	総合計画市民委員を公募し委員会形式で、総合計画に掲げる全ての事務事業について評価をしていたが、平成26年度より総合計画審議会の市民部会に位置づけ、市が評価を求めたい施策に係る事務事業について評価を行っている。庁内評価として、行政評価システムにより毎年各課において評価を行っている。	今年度より第2次総合計画策定に向けて検討を始めるが、基本構想については新城市自治基本条例に規定しているため、条例に基づく策定となる。基本構想、基本計画、実施計画からなる法改正以前の3層構造の総合計画にするかどうかは、検討する中で方向性を出していく予定。
22	東海市	基本構想・・・26年度～35年度までの10年間 基本計画・・・26年度～35年度までの10年間。ただし中間年度に見直しを実施（29～30年 度に見直しを予定）	議決あり（基本構想の策定・改定）	毎年、総合計画に基づくまちづくりについては、全施策を対象として指標の成果動向などから、施策を担当する部署において評価を実施後、学識経験を有する者、各種団体を代表する者等で構成する東海市まちづくり評価委員会において評価し、その結果等をまちづくり報告書（主要施策報告書）として議会説明及び公表を行っている。	次期の総合計画の構成等は未定 （社会情勢の変化等を踏まえ、検討する予定）
23	大府市	基本構想…22年度～32年度までの11年間 基本計画…22年度～32年度までの11年間	議決あり	行政マネジメントシステムにおいて、年度ごとに庁内で施策・細事業単位で事前・事後評価をするとともに、毎年市民意識調査を実施し、計画の進捗を検証している。	次期の総合計画については、計画の構成・計画期間・議会の議決について検討中である。
24	知多市	基本構想…23年度～32年度までの10年間 基本計画…23年度～32年度までの10年間 組織別計画（基本計画をより具体的に部及び課のレベルへ落とし込んだ計画）…前期3年（H23～25）、中期3年（H26～28）、後期4年（H29～32）の計10年間 基本計画及び基本構想は改訂する予定はなく、組織別計画にその時点での政策課題等を盛り込むことで対応している。（組織別計画は各計画開始年の前年度に策定）	議決あり	基本計画及び組織別計画中の各分野に数値目標を設定し、その達成度等について毎年庁内評価を行うとともに、有識者から意見をいただいている。	次期総合計画については未定であるが、現在の総合計画は分野横断的な取組（政策パッケージ、政策間連携等）に対する記述が弱いことから、そのような点をどう補強していくか検討している。 また、基本構想の策定・変更等については、議会が議決すべき事件として条例に定めている。
25	知立市	基本構想・・・27年度～36年度までの10年間 基本計画・・・27年度～36年度までの10年間	議決あり	中間年（平成31年）に施策ごとの効果の検証	知立市の総合計画策定は議決事項であるため、現段階では位置づけを変更する予定はありません。
26	尾張旭市	・基本構想（平成26年度から平成35年度の10年間） 将来の都市像や市政の方向を定めるための基本的な考え方であり、まちづくりの指針となるもの ・施策別計画（平成26年度から平成３５年度の10年間。中間年次に内容を見直す。） 基本構想に基づき、8つの施策毎に市のめざす姿と基本事業を明らかにするもの ・実施計画（毎年、向こう3年間を計画期間として策定） 施策別計画で定められた施策をどのように実施していくかを具体的な事業内容や財政計画に基づいて示すもの	議決あり	以下の2種類の評価を実施（いずれにおいても庁内評価のみ。） ①全36の施策に関して、成果指標の現状値分析・点検・評価 ②全事務事業（約700事業）に関して点検・評価	次期総合計画の内容については現在未定ですが、今期総合計画と同様に、尾張旭市総合計画に関する条例（平成24年12月施行）に基づいて策定を行う予定です。
27	高浜市	・基本構想・・・23年度～33年度までの11年間 ・基本計画・・・前期3年（23年度～25年度）、中期4年（26年度～29年度）、後期4年（30年度～33年度）	議決あり（根拠条例：高浜市議会の議決すべき事件を定める条例）	アクションプラン（高浜市では毎年度の実施計画のことをアクションプランと呼称）は、総合計画の基本計画に記載してある施策目標を達成するため、施策目標達成への貢献度が高い事業など主要な事務事業の具体的な内容・時期等を明らかにした行動計画であり、計画期間における予算編成の基準となっている。そのアクションプランと予算の合同査定の実施（アクションプランの査定を行った後、財務グループによる予算査定を行うこととしている）や外部評価として総合計画推進会議の委員による施策評価の点検・確認を行い、その結果を予算に反映させている。	今年度は、次年度から本格化する後期基本計画の策定に関して審議会の立ち上げなどについて検討を行う。
28	岩倉市	基本構想…23年度～32年度までの10年間 基本計画…23年度～32年度までの10年間。ただし、中間年次に見直しを実施（27年度に見直しを実施済み、基本計画改訂版を発行）	基本構想のみ議決あり（ただし、平成25年4月施行の岩倉市自治基本条例の規定に基づき、基本計画 改訂版については基本計画の議決あり）	全施策の庁内評価を実施。中間見直し時に有識者、各種団体の代表等による総合計画審議会にて評価を実施した。	岩倉市自治基本条例において、総合計画の策定及び議決について規定しているため、今後も基本構想、基本計画、実施計画を策定する。なお、基本構想、基本計画については議会の議決を要する。
29	豊明市	基本構想…28年度～37年度までの10年間 基本計画…28年度～37年度までの10年間。ただし、中間年次に見直しを実施予定	議決あり（ただし、中間見直しについては議会の議決なし）	今年度よりスタートした第5次総合計画では、市民とともに目標（めざすまちの姿）を明確に定め、それを測る指標（まちづくり指標）を設定した。現段階において明確な評価制度はまだないが、最初の指標測定となる約1年後に向けて、新たな行政評価の仕組みとともに今後、決めていく。	次回は10年後（策定着手は7年後）になるので、今の段階では特に考えていない。ただ、自治法で策定義務がなくなった以上、それでも策定するのであれば、その必要性や重要性を示す必要があると考えている（今回の策定のその視点を入れた）。

	市名	（１）総合計画の内容	（２）総合計画策定に係る議会の議決	（３）評価制度の有無	（４）今後策定する総合計画のあり方
30	日進市	基本構想、基本計画ともに、平成23年度から平成32年度までの10年間。	平成22年第3回日進市議会定例会（9月議会）において議決。	実施計画（3年間のローリング。毎年度作成）において、総合計画に掲げる成果指標について進捗管理を行っています。	次期の総合計画のあり方については、未定。 また、平成28年第1回日進市議会定例会（3月議会）において「日進市議会の議決すべき事件を定める条例」が制定され（平成28年4月1日施行）、「日進市総合計画のうち基本構想部分の策定、変更又は廃止に関すること」が議会の議決すべき事件とされました。 （条例別添）
31	田原市	基本構想…平成25年度～平成34年度（10年間） 基本計画…平成25年度～平成34年度（10年間）	議決あり（平成24年12月定例会）	7分野40施策の「施策評価」及び「事務事業評価」の庁内評価を実施 市民評価（外部評価）は行政改革の外部評価に機能を付託して実施	「田原市議会の議決すべき事件を定める条例」に「基本構想」及び「基本計画」の策定、変更、廃止を定めている。 引き続き、市政の指針となる「基本構想」及び「基本計画」を策定していく予定である。
32	愛西市	基本構想・・・20年度～29年度までの10年間 基本計画・・・20年度～29年度までの10年間（中間年次の見直しは行っていない）	議決あり	総合計画に位置付けた施策・事業について、課題の改善度を計る「指標」に係る市民アンケートを毎年度実施し、公募の市民で構成された「まちづくり市民会議」並びに職員によって、事業効果の検証を行ってきた。	期間は平成30年度から平成37年度までの8年間とするが、平成33年度中に見直す。また、基本構想と基本計画が議決事項になっている。
33	清須市	基本構想・・・19年度～28年度までの10年間（23年度に見直し） 基本計画・・・19年度～28年度までの10年間、19年度～23年度までの5年間を前期計画、24年度～28年度までの5年間を後期計画と位置付け	基本構想のみ、議会の議決すべき事件として条例で規定。	毎年度、事務事業単位で自己評価を行っており、行政改革推進委員会において有識者からその評価に対する意見の聴取を行っている。	29年度を始期とする次期総合計画を現在策定中。次期総合計画は「基本構想－基本計画－実施計画」の三層構造を予定しており、計画期間や登載事業について地方版総合戦略と整合を図っていくことを予定している。
34	北名古屋市	基本構想・・・平成20～29年度までの10年間 基本計画・・・平成20～29年度までの10年間	議決あり	総合計画を評価する制度は無い	議会の議決については、他自治体の先進事例を参考に「基本構想の議会の議決に関する条例」を制定予定。また、主な取り組みについて目標数値を設定し、進捗管理を実施予定。さらに、施策等の成果指標を市民意識調査結果から得られる項目として設定し、5年毎に市民意識調査を実施予定。
35	弥富市	基本構想・・・21年度～30年度までの10年間 基本計画・・・21年度～25年度までの5年間（前期）、26年度～30年度までの5年間（後期）	【基本構想】議決あり（平成20年9月議会） 【基本計画】議会報告（平成26年1月議会）	評価制度は、行っていない。	従来どおり、基本構想・基本計画・実施計画の構成となる予定である。議会の議決については、議決なしの方向で検討する。
36	みよし市	基本構想・・・平成22年度から平成35年度の14年間 基本計画・・・平成22年度から平成30年度の9年間。ただし、中間年の平成26年度に見直しを実施し、後期基本計画を策定済み） 実施計画…3年間を計画期間とし、毎年度見直し実施。	議決あり（ただし、中間年に見直しして策定した後期基本計画については議決なし）	基本計画期間中の評価につては、基本計画中間年の見直しの際に行うのみ。 外部委員により構成する総合計画審議会にて	地方自治法が改正されたが、時期総合計画についてはこれまで同様に基本構想、基本計画、実施計画の構成を踏襲する予定。 議会の議決については検討中
37	あま市	基本構想…24年度～33年度までの10年間。 基本計画…24年度～33年度までの10年間。ただし、5年を目途に見直しを実施（28年度に見直しを実施し、29年度～33年度を計画期間とする後期基本計画を策定する）	議決なし。	毎年度は特になし。（28年度の基本計画見直しにあたり、前期基本計画の検証する。）	次期の総合計画は、構成は未定。議会の議決は、なしの予定。
38	長久手市	基本構想…平成21年度から平成30年度までの10年間 基本計画…平成21年度から平成30年度までの10年間	議決あり	無し	今年度から策定作業に入る次期総合計画（平成31年度～）については、策定方針の検討から計画づくりまであらゆる過程で市民が自ら参加し主体的に関わることを促すことにより、「市民主体でつくり上げた総合計画」の策定を目指す。 また、総合計画策定の根拠規定については、今後制定予定の自治基本条例に置く予定である。